

2026年度 日本学生支援機構 給付奨学金
(高等教育の修学支援新制度) 家計急変採用 申請書類チェック表

学部	工芸科学部	課程	課程
学籍番号		氏名	

提出書類

以下（裏面含む）全ての内容のチェック項目を記入し、該当する書類を提出してください。

チェック項目	提出書類	対象者
<input type="checkbox"/>	・奨学金確認書兼地方税同意書 <input type="checkbox"/> 「学部・課程・分野」欄は、「工芸科学部」と記入しました。 <input type="checkbox"/> 「学科・専攻」欄は、「○○○課程」と記入しました。 <input type="checkbox"/> 生計維持者欄は、「同上」と省略せずに記入しました。	全員
<input type="checkbox"/>	・給付奨学金（家計急変採用）確認事項提出書	
<input type="checkbox"/>	・スカラネット入力下書き用紙 <input type="checkbox"/> 内容を全て記入しました。 <input type="checkbox"/> コピーを手元に残しました。 <input type="checkbox"/> 記入上の注意を HP で確認しました。	
チェック項目	提出書類及び対象者	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	家計急変に関する証明書類（家計急変事由によって提出する書類が異なります。）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	家計急変事由が「A.生計維持者の死亡」
該当の場合、 提出が必要	<input type="checkbox"/>	下記いずれかを提出 ・戸籍謄本（抄本） ・住民票の除票（死亡日記載のもの）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	家計急変事由が「B.生計維持者が事故又は病気により、半年以上就労が困難」
該当の場合、 提出が必要	<input type="checkbox"/>	下記(1)及び(2)の書類を提出 (1)医師による診断書 ※「就労困難な状況が開始した日」及び「就労困難」であること、その期間が「3ヶ月以上」であることが明記されているものを提出してください。 (2)雇用主による休暇（休職）に係る証明書 又は 「事故または病気により離職し3ヶ月以上就労が困難な場合の事由による申告書」（就労困難な者が事業主の場合） ※「当該休職の期間」、「当該期間中の給与支給(見込)額」の記載があるものを提出してください。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	家計急変事由が「C.生計維持者が失職（「非自発的失業」に限る）」
該当の場合、 提出が必要	<input type="checkbox"/>	下記 (1) の書類を提出。 (1)雇用保険受給資格者証 第1面、第3面、第4面の（コピー） 【家計急変事由発生後再就職し、課税所得がある人は（2）も提出】 (2)家計急変が発生した日の属する月分から申請月※までの所得が分かる書類 ※申請月分が提出できない場合は、申請月の前月分 ◇給与所得者…給与明細（コピー）：最大直近12ヶ月分 ◇自営業者…「帳簿（コピー）」及び「自営業等の所得金額計算書」：最大直近12ヶ月



チェック項目		提出書類及び対象者	
該当しない	該当	家計急変に関する証明書類（家計急変事由によって提出する書類が異なります。）	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	家計急変事由が「D 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合」であって、以下 i または ii のいずれかに該当する i) 上記 A.～C.の家計急変事由のいずれかに該当 ii) 被災により、生計維持者が生死不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	
該当の場合、提出が必要	<input type="checkbox"/>	下記(1)～(3)全ての書類を提出。 (1)罹災証明書 (2)上記 A.～C.に示す書類（被災等により、上記 A.～C.のいずれかに該当する場合のみ） (3)家計急変が発生した日の属する月分から申請月※までの所得が分かる書類 ※申請月分が提出できない場合は、申請月の前月分 （家計急変事由発生後も、課税所得がある人のみ） ◇給与所得者…給与明細（コピー）：最大直近 12 ヶ月分 ◇自営業者…「帳簿（コピー）」及び「自営業等の所得金額計算書」：最大直近 12 ヶ月分	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	家計急変事由が「E.本人が父母等による暴力等から避難の場合」	
該当の場合、提出が必要	<input type="checkbox"/>	公的機関による保護証明書（指定様式あり）	
チェック項目		提出書類	対象者
該当しない	該当	《対象者に該当の場合、提出が必要》	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・[A 様式 1]大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（Web 入力要）	3 月に授業料減免申請を行わなかった人
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・学修計画書（Web 入力要）	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・履修計画申告書	3 年次編入学生で奨学金手続上の編入学した年次を 2 年次相当扱いにすることを希望している人
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	以下いずれかを提出 《在留期間が切れていないもの》 ・在留カード（コピー） ・特別永住者証明書（コピー） ・住民票の写し（原本）	外国籍の人 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">在留資格・在留期間が明記されているもの</div>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	以下いずれかを提出 ・施設等在籍証明書 ・児童（里親）委託証明書 ・措置解除決定通知書（コピー）	児童養護施設等に入所又は里親に養育を受けていた人
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	海外居住に伴う収入等証明書類 （該当者は、下記問い合わせ先に連絡してください。必要書類についてお伝えします。）	本人又は生計維持者が、2025 年 1 月 1 日時点で日本国内に居住していない人

<提出先・本件問合せ先>

〒606-8585 京都市左京区松ヶ崎橋上町 1 番地

京都工芸繊維大学 学生支援・社会連携課経済支援係 （3 号館 1 階）

TEL : 075-724-7143（平日 8 : 30～17 : 00） E-MAIL : shogaku@jim.kit.ac.jp